【三次市】補助金情報（令和5年度版）

支援制度名	支援の内容	制度の概要	担当窓口連絡先
三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業（耐震診断）	限度額：6万円 補助率：2/3	昭和56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の2/3を助成	都市建築課 0824-62-6385
三次市木造住宅耐震診断及び木造住宅耐震改修事業費補助事業（耐震改修）	限度額：40万円 補助率：1/3	昭和56年5月31日以前の戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅に対し耐震診断及び耐震改修工事に係る費用の1/3を助成	都市建築課 0824-62-6385
三次市提携融資制度	限度額：500万円 金利：2.28% （保証料込）	三次市内の勤労者を対象とした住宅建設関連の融資制度	商工観光課 0824-62-6171
三次市小型浄化槽設置整備事業補助金	限度額：46.9～86.4万円 （一部の地域を除く）	公共下水道や農業集落排水の事業認可を受けていない区域の専用住宅において、単独浄化槽や汲み取り便所を使用されている方が小型浄化槽を設置する場合、その経費の一部を補助する。	下水道課 0824-62-6151
三次市排水設備改造資金融資あっせん利子補給	期間：5年以内 限度額：100万円	汲取り便所・単独浄化槽から下水道に接続（または小型浄化槽への切り替え）をする際の改造資金について、市内金融機関へ融資をあっせんし、その利子を市が全額負担する。	下水道課 0824-62-6151
空き家バンク改修補助金	基本：50万円 補助率：1/2 （上限50万円までの加算あり）	三次市空き家情報バンク制度をとおして物件を購入し，定住の為に改修する場合，改修費用の一部を補助する。	定住対策・暮らし支援課 0824-62-6129

Uターン者実家等改修補助金	基本：30万円 補助率：1/2 （上限50万円までの加算あり）	Uターン者が定住の目的をもって，市内の実家等の改修を行う場合改修費用の一部を補助する。	定住対策・暮らし支援課 0824-62-6129
移住者住宅取得奨励金	奨励額15万円	移住者が住宅を取得する場合，奨励金を交付する。	定住対策・暮らし支援課 0824-62-6129
定住促進にかかる宅地購入・新築奨励金	限度額：∞ 補助率：10/10	移住者が市内に住宅を新築した場合，住宅に関る固定資産税相当額を令和5年度まで奨励金として交付。	定住対策・暮らし支援課 0824-62-6129